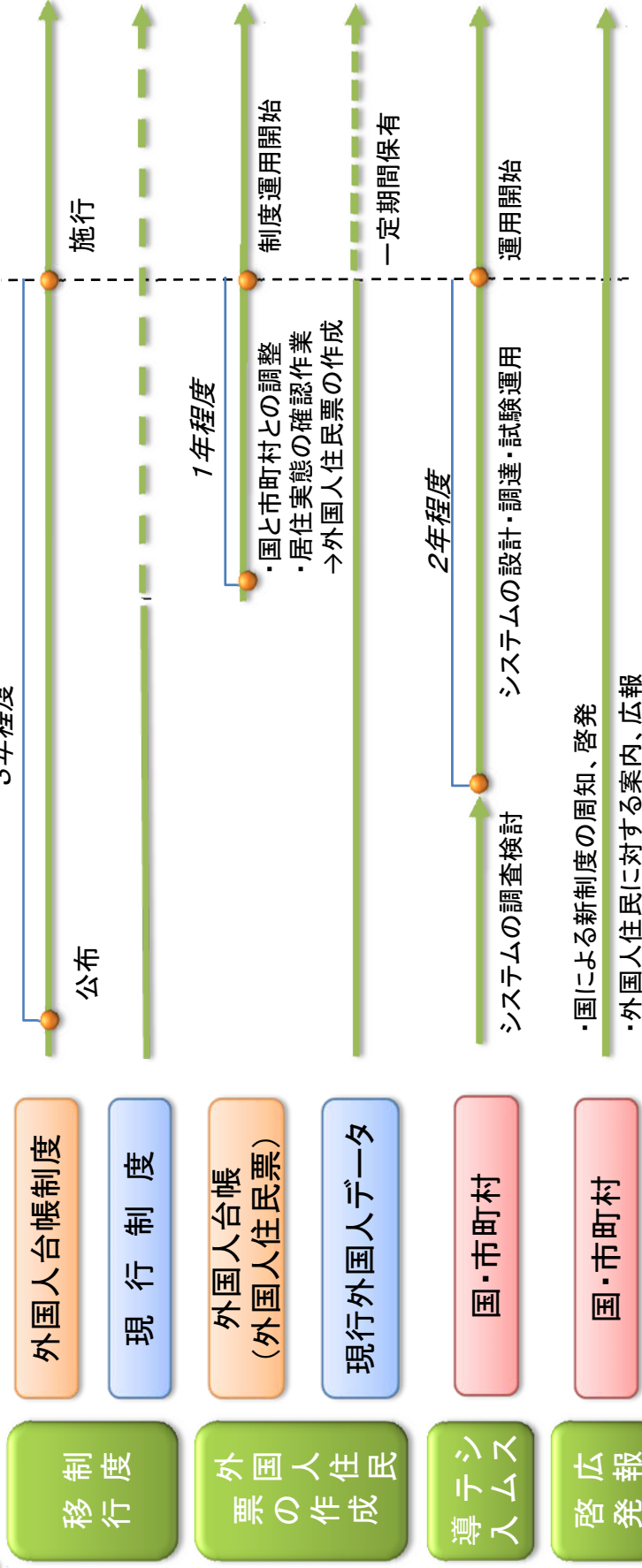


# 資料 1

外国人台帳制度への移行  
について

# 外国人台帳制度への移行について①

## 移行スケジュール(案)



外国人台帳制度

現行制度

外国人台帳  
(外国人住民票)

現行外国人データ

国・市町村

国・市町村

移行  
制度

外国人  
住民  
票の  
作成

シ  
ス  
テ  
ム  
の  
導  
入

啓  
発  
広  
報

## ＜考え方＞(案)

外国人台帳制度への移行に際しては、

- 外国人登録原票に記載されている者を外国人台帳に移行した上で、以下の作業により修正などを行う。
  - 外国人台帳上記載すべきか否か(身分関係情報)について国と市町村との調整
  - 外国人登録原票に記載されている住所について確認作業(郵送による確認、実態調査等)
    - 国民健康保険、介護保険、児童手当等の各種行政におけるデータを参照、サービスの提供に遺漏のないようにする
- すべての市町村において情報伝達を電子的に行うシステムを導入するための期間(設計、調達)を確保する必要がある
- 外国人住民に対して、新制度の内容・手続についての案内、広報を徹底するための期間(設計、調達)を確保する必要がある(同時に、国においても在外日本公館、空海港、官公署の窓口などにおいても案内、広報)ことを考え、制度の移行には3年程度の期間が必要ではないか

# 外国人台帳制度への移行について②

## 移行に向けた今後のスケジュール(イメージ)

